変更理由書

（1）春日部農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動等により農用地等以外の用途に供することが必要となったと認められるため、当該農用地区域から除外し、農業振興地域整備計画の農用地区域を変更する。

（2）農用地利用計画の変更理由

農用地区域からの除外

事案番号	農用地区域番号	所在地（大字、字、地番）	地目 登記簿	地目 現況	面積（㎡）	変更事由（利用目的）	変更理由
1	H-4	榎字川端19番の一部	田	田	2034のうち440	自己専用住宅	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
2	E-1	一ノ割字中沖1227番1	田	田	484	資材置場	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
		一ノ割字中沖1227番4	田	田	155		
3	E-2	増田新田字西94番1	田	田	868	沿道サービス施設	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
		増田新田字西95番1	田	田	868		
		増田新田字西96番1の一部	田	田	871のうち690		
4	C-1	内牧字塚内1405番の一部	畑	畑	568のうち298	国、地方公共団体等の行う公共事業による移転に係るもの	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
		内牧字塚内1406番の一部	田	田	102のうち35.66		
5	C-1	内牧字塚内1724番5	畑	畑	166	自己専用住宅	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
		内牧字塚内1724番7	畑	畑	26		
		内牧字塚内1725番4	畑	畑	291		
6	C-1	内牧字大道4037番1の一部	畑	畑	792のうち340.24	自己専用住宅	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
7	C-1	内牧字大道4035番1の一部	畑	畑	920のうち414.63	自己専用住宅	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。
		内牧字大道4037番1の一部	畑	畑	792のうち12.95		
8	H-6	椚字石神453番1の一部	畑	畑	627のうち316.22	自己専用住宅	法律第13条第１項に定める経済事情変動その他情勢の推移により必要が生じたため。 法律第13条第２項に定める１号から6号の事項を検討したところ、全ての要件を満たしているため。